

2013年6月21日

バーゼル銀行監督委員会 御中

一般社団法人全国銀行協会

バーゼル銀行監督委員会による市中協議文書 「銀行の外部監査」に対する意見について

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会(以下、「BCBS」)から本年3月21日に公表された市中協議文書「銀行の外部監査」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントがBCBSにおけるルールの最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

【個別論点:外部監査人の独立性】

114項: 監査委員会は、外部監査の契約の入札を行う頻度を定める方針を策定すべきである。当該方針において、監査委員会に対して、監査法人のローテーションによる独立性と監査の品質への潜在的な影響を勘案のうえ、銀行の外部監査人としての外部監査人の任期の長さに制限を設けるべきかについて、定期的に検討することを要求すべきである。

(回答骨子)

114項を以下のとおり、修正することを提案する。(下線部が追加修正箇所)

- 案『監査委員会は、少なくとも年1回監査法人の独立性等を検証し、監査法人の再任・解任等を検討している場合を除き、外部監査の契約の入札を行う頻度を定める方針を策定すべきである。当該方針において、監査委員会に対して、監査法人のローテーションによる独立性と監査の品質への潜在的な影響を勘案のうえ、銀行の外部監査人としての外部監査人の任期の長さに制限を設けるべきかについて、定期的に検討することを要求すべきである。』

(理由)

- 本邦においては、監査報告書作成時(年1回)に、監査役会において会計監査人¹の独立性等を評価する機会があり、独立性等に疑義がある場合、会計監査人の解任または不再任を検討するのが一般的である。また、会計監査人の選解任については、

¹ 会計監査人は、114項でいう「監査法人、外部監査人」と同義。本邦の会社法における文言を利用。

株主総会決議事項であり、会計監査人の独立性等について第三者(例:株主)により評価される枠組みとなっている。このように、年に1回の会計監査人の独立性等の評価を踏まえ、契約の入札に直接繋がる解任・不再任の検討が、監査役会および第三者によって実施される枠組みを有する国では、「契約の入札を行う頻度を定める方針」が既に実質的に定まっていると考えられる。

従って、法律、実務慣行として、年に1回会計監査人の独立性等の検証を行い、疑義がある場合には、会計監査人の交代等を検討する必要がある国においては、「契約の入札を行う頻度を定める方針」を定める必要がないことを明確にする必要がある。

- また、米国SEC登録企業は、外部監査人の独立性の維持・向上を目的に、社内の体制整備²(例:監査委員会の同意のない外部監査人との契約締結を禁止)を行った上で、監査委員会は、期中監査を通じて外部監査人の独立性を評価する。また、外部監査人は、独立性を毎年宣誓することとなっている。このように、米国SEC登録企業は、既に、毎年外部監査人の独立性を検証する態勢を整備しており、当該企業は、改めて「契約の入札を行う頻度を定める方針」を定める必要がないと考える。
- 「外部監査人の任期の長さに制限を設けるべきかについて、定期的に検討する」とあるが、外部監査人の任期の長さを定めるべき場合、定めなくて良い場合を具体的にしていきたい。

なお、我々は、定期的、若しくは、頻繁な外部監査人のローテーションは、独立性向上に一定の効果が想定される一方で、次のような問題を引き起こす可能性があると考えている。また、外部監査人の交代は、独立性に疑義が生じた場合等限定的であると考えており、これらの点に配慮していただきたい上でルールを最終化していただきたい。

<監査法人のローテーションや任期の制限等による問題点>

- ✓ 監査の効率性および品質の低下、監査費用の上昇
新たな監査法人が監査を担当するたびに、企業についての知識や経験の蓄積が中断され、スタートアップの時間投入が必要となる。特に金融機関は金融機関固有の会計処理等が多数あることから、通常の企業対比、更にスタートアップの時間投入が必要となる。特に、変更初年度においては特に真に有効な監査が実施されないリスクがある。これにより、監査の効率性が低下し、また企業にとっての監査費用上昇に繋がる。特にグローバルな企業の監査においては、変更には膨大な手間がかかる。
また、交代時期が近づくと、交代を意識した監査となるなどの実務上の懸念がある。

² 具体的には、「米国企業改革法(サーベンス・オクスレー法)により、米国SECが、財務諸表の適正性確保等を目的として求めている「会計監査人の財務諸表作成者から独立した公正な立場(以下、「独立性」)」を確保するための体制の整備」等が挙げられる。

- ✓ オピニオンショッピング
監査法人意見の継続性が重視されてきた地域において、定期的、若しくは、頻繁な監査法人のローテーションが一律的に求められた場合には、一部の企業が自らにより有利な意見を表明する監査法人に変更するといった行為を助長する可能性がある。
- ✓ 交代候補先の不足
グローバルに活動する大規模な監査法人の数が限定されており、交代は実務上の困難を伴う。米国SEC登録企業等の場合、米国企業改革法により、独立性の観点から監査を担当する監査法人との間で締結できる業務は限定的であり、様々な非監査業務を他の監査法人と締結している。仮に、監査法人を変更する場合には、新たに選任された監査法人との既存契約については、契約を白紙にする必要があり、当該契約に関連した業務に大きな影響が発生する。
- ✓ ローテーションを行っていた国々でも見直しが行われ、廃止されている国もある。
デロイトの公開会社会計監督委員会(PCAOB)宛のコメントレター³の中で、過去に監査法人のローテーションを行っていた国でも見直しが行われ廃止が行われているという調査結果が示されている。これはローテーションが必ずしも有意義とは言えないことの証左である。
なお、本邦における業務執行社員のローテーションにより、監査法人のローテーションではないが、独立性に一定の効果が認められると考えられる。
- ✓ 監査法人のローテーションについて研究された実証的研究では、その効果については懐疑的と結論づけたものが多い。
デロイトの PCAOB 宛のコメントレター⁴では、監査法人ローテーションについて研究された実証的研究論文 49 本のうち、37 本、つまり、76%が監査法人ローテーションに否定的見解だったとしている。つまり、学術的にもローテーションについて懐疑的と言わざるをえない。

以 上

³ Countries that adopted mandatory rotation but repealed it in whole or in part をご参照
(出典:http://pcaobus.org/Rules/Rulemaking/Docket037/163_Deloitte_Touche_LLP.pdf)

⁴ Empirical studies generally not supportive of mandatory rotation: Of the 49 studies we reviewed that were based on empirical data, 37 or 76 percent reached conclusions that were generally unfavorable to mandatory rotation.
(出典:http://pcaobus.org/Rules/Rulemaking/Docket037/163_Deloitte_Touche_LLP.pdf)